

山鹿市告示第33号

山鹿市運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月24日

山鹿市長 早田順一

山鹿市運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

山鹿市運転免許証自主返納支援事業実施要綱（令和6年山鹿市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第30条の9第4項」を「第30条の7第5項」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。